



平成25年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社クボタ
本社所在地 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名 代表取締役会長兼社長 益本康男
コード番号 6326
上場取引所 東京・大阪（市場第1部）
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
細谷祥久
TEL (大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月21日開催予定の第123回定時株主総会に、定款の一部変更案を附議することを下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第27条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月21日（金）
定款変更の効力発生日	平成25年6月21日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第26条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第31条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第32条～第36条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条～第38条 (現行どおり)</p>